

日常生活用具の給付を行なっています

重度の障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付しています。

主な日常生活用具の種類	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（身体障害児のみ）、訓練用ベッド（身体障害児のみ）
自立生活 支援用具	入浴補助用具、便器、歩行支援用具（移動・移乗支援用具）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、防音保護具
在宅療養等 支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
情報・意志疎 通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、人工内耳用電池、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用読書器、暗所視支援眼鏡、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭用人工鼻
排泄管理 支援用具	ストマ装具、紙おむつ等

※購入前に申請が必要です。

※原則として、**購入費の1割**を利用者が負担することとなります。

※日常生活用具の給付などに際しては、**用具ごとに障がい内容や年齢などの対象要件と基準額が定められています**。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】福祉課 障がい福祉班

TEL : 096-248-1144

FAX : 096-248-1196